住所　さいたま市大宮区桜木町３丁目162番地１
康雪枝　昭和59年６月24日生
住所　千葉市美浜区高洲２丁目７番９―505号
閻松　昭和40年８月９日生
住所　東京都江東区亀戸７丁目37番12号
陳**韋竜**　平成元年10月16日生
住所　岐阜県中津川市苗木1653番地320
朴英樹　昭和45年６月10日生
住所　岐阜県中津川市苗木8849番地２
朴茂樹　昭和46年12月１日生
住所　東京都中央区湊３丁目17番８―1104号
金周仁　昭和49年12月31日生
住所　東京都文京区千駄木３丁目１番１―101号
朴永和　昭和32年12月28日生
住所　千葉県浦安市入船６丁目６番303号
許健三　昭和49年９月６日生

○法務省告示第二百七十一号

電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第三条第一項の規定に基づき同法第四条第一項に規定する業務を行う者として指定した財団法人民事法務協会から、主たる事務所の所在地を変更する届出があったため、同法第三条第四項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成二十三年五月三十日

法務大臣　江田　五月

変更する主たる事務所の所在地

新主たる事務所の所在地	旧主たる事務所の所在地
東京都千代田区内神田一丁目十三番七号	東京都千代田区神田淡路町二丁目八番地五

○厚生労働省告示第百七十二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百四十六号）の全部を次のように改正し、平成二十三年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用することとしたので、同条第四項の規定に基づき告示する。ただし、平成二十二年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十三年五月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

都道府県が行う補助金等の交付に関する事務

補助金等の名称	事務を行う都道府県	都道府県が行う事務の内容
（項）児童手当及子ども手当交付金 （目）被用者児童手当交付金 （目）特例給付交付金 （目）被用者小学校修了前特例給付交付金	全ての都道府県	一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定による補助金等の交付の申請の受理 二　法第六条第一項の規定による補助金等の交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等 三　法第八条の規定による決定の通知 四　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 五　法第十一条の規定による状況報告の受理 六　法第十三条第一項の規定による補助事業等の遂行の命令に係る通知 七　法第十四条の規定による実績報告の受理 八　法第十五条の規定による補助金等の額の確定等に関する事務のうち、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等並びに通知 九　法第十六条第一項の規定による是正のための措置の命令に係る通知 十　法第十七条第四項において準用する法第八条の規定による決定の取消しに係る通知 十一　法第十八条第一項の規定による決定の取消しに係る補助金等の返還の命令に係る通知 十二　法第十八条第二項の規定による補助金等の額の確定に係る補助金等の返還の命令に係る通知 十三　法第二十三条第一項の規定による立入検査等	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、
（項）児童手当及子ども手当交付金 （目）子ども手当交付金 （項）業務取扱費 （目）子ども手当市町村事務取扱交付金			